

安全管理規定施工細則

つくば交通 有限会社

第1条（目的）

本細則は安全管理規程の施行に関する細則を定める。

第2条（輸送の安全に関する重点施策）

内部監査について

（目的）安全マネジメントの実施状況を点検することを目的とする。

（機能）輸送の安全確保の見地から輸送事業に係る業務を適正に把握し
安全マネジメントの向上及び改善に寄与することにある。

（実施回数）年1回以上とする。

（監査責任者）安全統括管理者

（監査対象）貸切バス事業部

2 輸送の安全の確保に関する社内体制（組織）の構築

- （1）経営トップを起点とする連絡体制及び指揮命令系統並びに業務処理については別途組織図（別表1～4）の通りとする。
- （2）安全統括管理者が病気又は不在の時は安全統括管理者代務者が代務執行する。
- （3）営業所長は、現場における体制の長として輸送の安全の確保に関する権限を有し、情報の連絡及び指揮命令に関わる行為を速やかに実行する。
- （4）乗務員及び輸送事業に携わる社員は上記連絡・指揮命令を受ける他、常に安全の向上に資する技能等の向上に努め、安全な輸送の確保を行う。

3 輸送の安全に関する教育及び研修の実施

- （1）運行管理者及び補助者教育：自動車事故対策機構主催講習への受講
- （2）乗務員教育・年間計画による社内教育実施
（計画表は毎年別表にて作成とする：別表2）
- （3）指導乗務員研修：本社および所轄営業所にて随時実施とする。
- （4）添乗指導の実施

第3条（輸送の安全に関する目標）

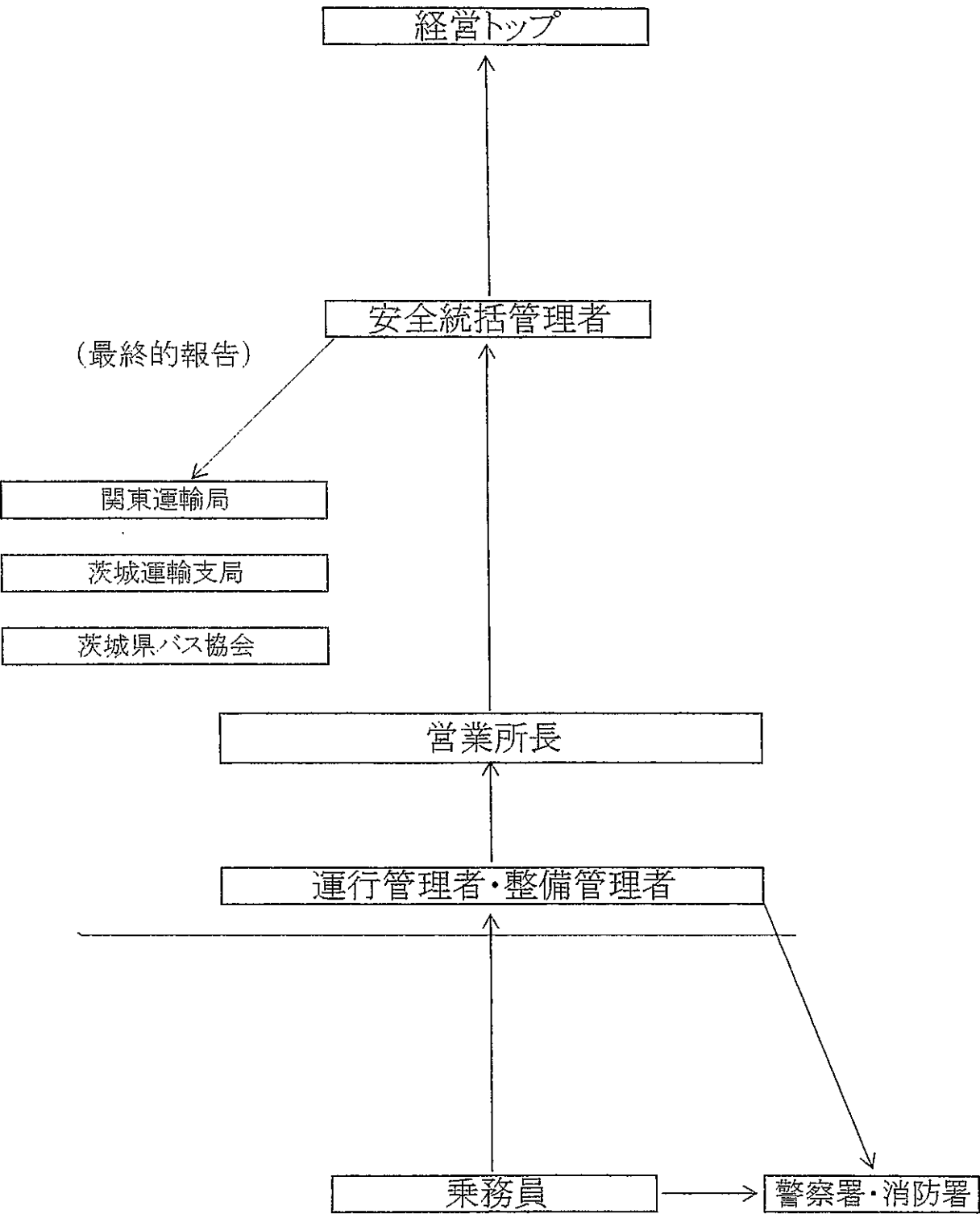
安全管理規程に基づき輸送の安全に関する目標を下記に定める。

- （1）目標は年度毎に設定する。
- （2）目標は会社全体に設定する。
- （3）目標は別表にて毎年作成とする。（別表3）

第4条（輸送の安全に関する計画）

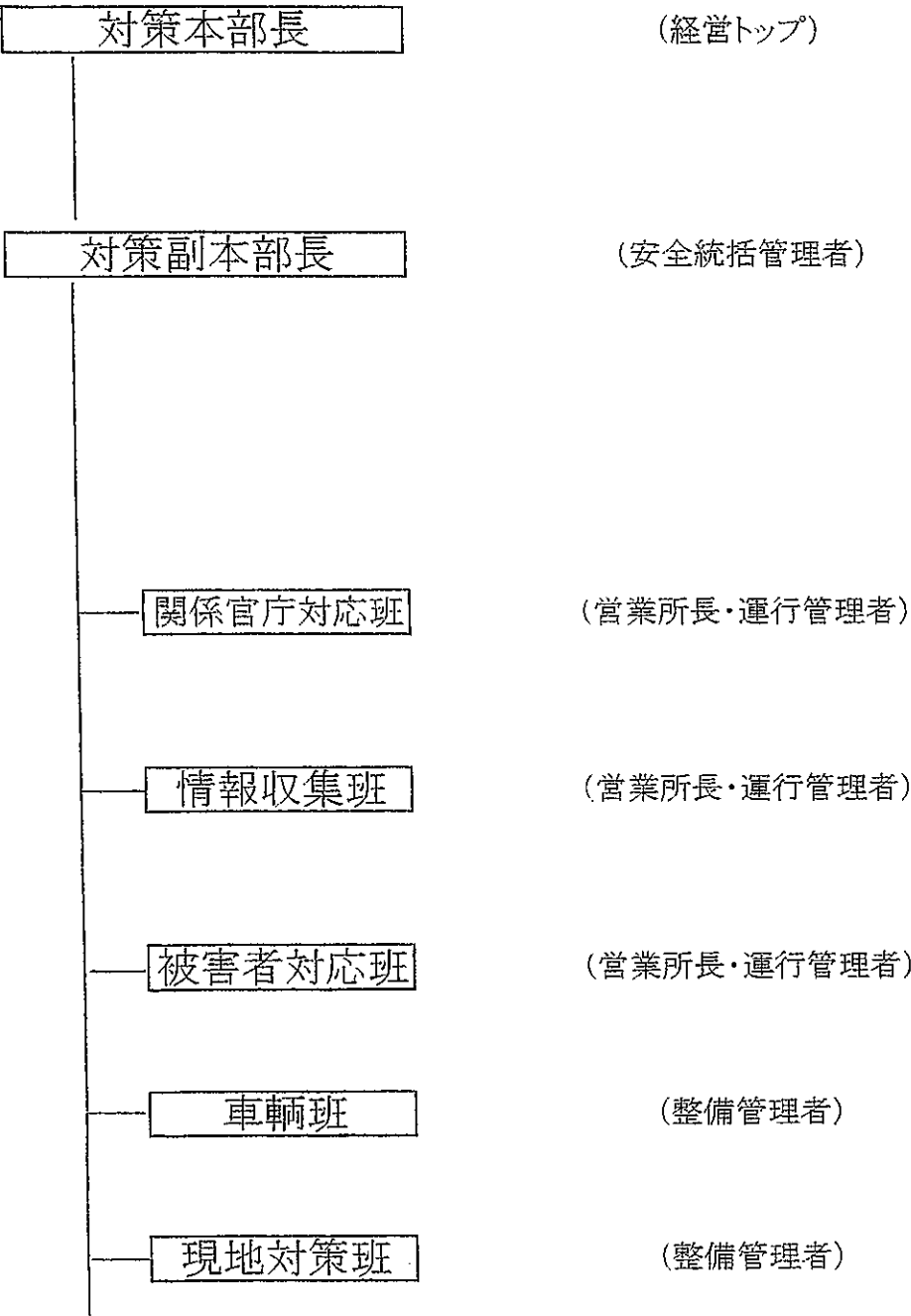
- （1）運輸安全マネジメント会議の定期的開催
- （2）運輸安全マネジメント講習会の定期的開催
- （3）乗務員の年間教育の実施
- （4）車両代替による安全輸送の確保
- （5）法令遵守徹底に対するマニュアルの作成

安全マネジメント社内連絡体制表



事故災害対策本部設置要領

◎事故災害に対処する為対策本部を本社に設置する。



動員体制

◎貸切事業部

①貸切

イ・貸切バスで発生した場合は、営業所長、運行管理者、整備管理者

②当該営業所

イ・事務所は所長以下全員

業務処理要領

関係官庁対応班

- ① 情報収集班と連携を密にし、情報収集に努める。
- ② 関東運輸局所轄運輸支局に状況を速やかに適宜報告。
- ③ 関係バス協会にも状況を速やかに報告。

情報収集班

- ① 全ての班との連絡を密にし全ての情報を集中させ、その情報を整理する。
- ② 事件の経過を時系列的に全てを記録に残す。
- ③ 各警察の対策本部、消防署、道路管理、との連絡対応。

被害者対策班

- ① 情報収集班、現地対策班と連携を密にして、被害者である乗客やその家族の情報収集に努めると共に、家族に現状を報告。
- ② 家族のホテルや乗車券の手配等を実施。
- ③ 解放された乗客や家族に対するお見舞い。

車輦班

- ① 救援車両や家族を現地に送る車輦の手配・準備。
- ② 現地に派遣する為の整備要員や必要工具の準備。
- ③ 被害車輦の構造面の情報把握

現地対策班

- ① 所轄の警察署と連携を密にし、情報収集に努める。
- ② 事件の推移により、現地対策班が複数設置される場合もあるが、互いに連絡し情報交換を実施。
- ③ 情報は速やかに対策本部の情報収集班へ報告し、常に連絡・調整を行う。